



「マイナンバー」の通知「11月中旬から世帯ごと」に郵送

「通知カード」の受け取りをご確認ください

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりを持つ、12桁の番号のことです。原則として一度指定されたマイナンバーは生涯変わらず、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まります。

住民票の住所あて世帯ごとに、マイナンバーを通知するための「通知カード」が、11月中旬から転送不要の書留郵便で配達します。書留郵便ですのでポスト投函はされません。留守などで受け取りできなかった場合は、「郵便物等ご不在連絡票（マイナンバー専用）」が入りますので、保管期限までに郵便局にご連絡の上、受け取るようにしてください。

通知カード送付時の外観



郵便局での保管期限を過ぎると役場に戻されません。その場合は、平成28年3月31日までに、下記のとおりに役場窓口まで受け取りにお越しください。

■受取窓口

- ・吉備庁舎 住 民 課：住所が旧吉備町の方
- ・金屋庁舎 やすらぎ福祉課：住所が旧金屋町の方
- ・清水行政局 住民福祉室：住所が旧清水町の方

※右記とは異なる庁舎・出張所で受け取る場合は、受取日の3日前までにご連絡ください。
12月14日(月) ～ 12月20日(日)の間は、20時まで
各庁舎（出張所を除く）で受け取りできます。

■持参するもの

- 本人確認書類
- ・運転免許証、住基カード、旅券などの顔写真付きの官公署発行証明書のうち1点
- ・右記をお持ちでない方は、保険証、年金証書、預金通帳、学生証などのうち2点

■代理人の場合

右記に加えて、代理人選任届・代理人の本人確認書類が必要です。

●法施行日10月5日の住民票情報で作成され送付されます

通知カードは法施行日の10月5日現在の住民票情報で作成され送付されるため、世帯の中に配達までに転出など異動された方がいる場合は、その方の通知カードも含まれています。新住所地に通知カードの再送付を希望される場合は、お手数ですがその方の旧住所の通知カードは窓口に戻してください。

なお、10月5日以降に出生や国外からの転入などで新たに住民票が作られた方については、別途、通知カードなどを送付します。

●転居などの異動時には通知カードをご持参ください

転居や転入、氏名変更などの異動の際は、通知カードの追記欄に異動事項を記載しますので、届出時には異動のある同世帯の方の分を含めて通知カードをご持参ください。

大切にしておね「マイナンバーカード」と「通知カード」

- ①提供を求めることができる者（国の行政機関や地方公共団体、勤務先など）以外は、マイナンバーの提供を求めはならないとされています。
- ②マイナンバーをみだりに他人に知らせないようご注意ください。*
- ③マイナンバーが記載されている通知カードは大切に保管しましょう。

*Facebook、LINE、TwitterなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）への記載もしてはいけません。